

平成30年4月1日改正廃棄物処理法施行

使用済家電の保管又は処分を行っている事業者の方は御確認を！
 ～ 新たに届出等が必要な場合があります ～

【法施行の背景】

雑品スクラップ（使用済の機器や金属等が混じったもの）の保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生や、有害物質の漏出等の生活環境への影響が多発し、問題となっています。



貝塚市提供写真



適切な保管・処分により、生活環境への影響が生じないようにする必要があります。

【新たな規制の内容】

- ・有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする場合は届出を義務付け
- ・保管・処分（再生を含む）に関する基準の遵守を義務付け

1 規制の対象となる「有害使用済機器」とは？

次の品目のうち、廃棄物やリユース品（製品をそのまま再使用）に該当しない場合は、有害使用済機器となります。

- 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）
- 小型家電28品目（炊飯器、扇風機、掃除機、携帯電話、デジカメ、パソコン、プリンター等）

2 新たに届出対象となる事業者は？

有害使用済機器の保管又は処分を業として行う事業者の方は、届出対象となる可能性がありますので御確認ください。

【届出除外対象者の例】 ※詳細は窓口へ御確認ください。

- ・廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者
- ・事業場敷地面積100m²以下の者、
- ・本業に付随し一時保管を行う製造業者等

3 保管・処分（再生を含む）に関する基準とは？

次のような基準に従った、保管、処分又は再生を行う必要があります。

保管の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所の周囲に囲いが設けられていること ・必要な事項を表示した掲示板が設けられていること ・保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにすること ・保管場所からの汚水の飛散・流出・地下浸透防止等 ・保管場所における騒音・振動防止 ・保管場所における火災防止のための、他の物と区分した保管
処分又は再生の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・処分又は再生の場所からの汚水の飛散・流出・地下浸透防止等 ・処分又は再生に伴う騒音・振動防止 ・処分又は再生の場所における火災防止のための、他の物と区分した処分又は再生

4 届出方法は？ ※詳細は窓口へ御確認ください。

- (1) 届出事項
届出書及び必要な添付書類を提出
- (2) 届出時期
 - ・新規は事業開始前 10 日前まで
 - ・改正法施行時に現に有害使用済機器の保管等を業として行っている事業者は、届出猶予期間は施行後 6 カ月間（平成 30 年 10 月 1 日までに届出が必要です。）
- (3) 届出窓口
主たる事業場を管轄する県の各厚生環境事務所（支所）
※広島市，呉市，福山市に事業場がある場合は，各市への届出も必要です。

5 届出後は？

- (1) 保管又は処分（再生を含む）の基準に従うとともに，帳簿を作成し備え付ける必要があります。
- (2) 届出事項の変更がある場合，変更届の提出。（変更前 10 日以内）
- (3) 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際は，廃止届提出（廃止後 10 日以内）

【お問合せ・届出窓口】

※広島市，呉市，福山市に事業場がある場合は，各市へお問合せください。

事業場所在地	県担当窓口・住所	電話番号
大竹市，廿日市市	広島県西部厚生環境事務所環境管理課 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号	0829-32-1181 内線 2342～2344
府中町，海田町，熊野町，坂町， 安芸高田市，安芸太田町，北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課 〒730-0011 広島市中区基町 10 番 52 号	082-228-2111 内線 5536～5539
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課 〒737-0811 呉市西中央一丁目 3 番 25 号	0823-22-5400 内線 2423，2425
竹原市，東広島市，大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13 番 10 号	082-422-6911 内線 2342，2343
三原市，尾道市，世羅町	広島県東部厚生環境事務所環境管理課 〒722-0002 尾道市古浜町 26 番 12 号	0848-25-2011 内線 2342～2345
府中市，神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課 〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	084-921-1311 内線 2341～2343
三次市，庄原市	広島県北部厚生環境事務所環境管理課 〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	0824-63-5181 内線 3356～3358

政令市担当窓口	住所	電話番号
広島市	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号	(代) 082-245-2111
呉市 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1 番 6 号	0823-25-3302～3303
福山市 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号	084-928-1168

広島県環境県民局循環型社会課 082-513-2958